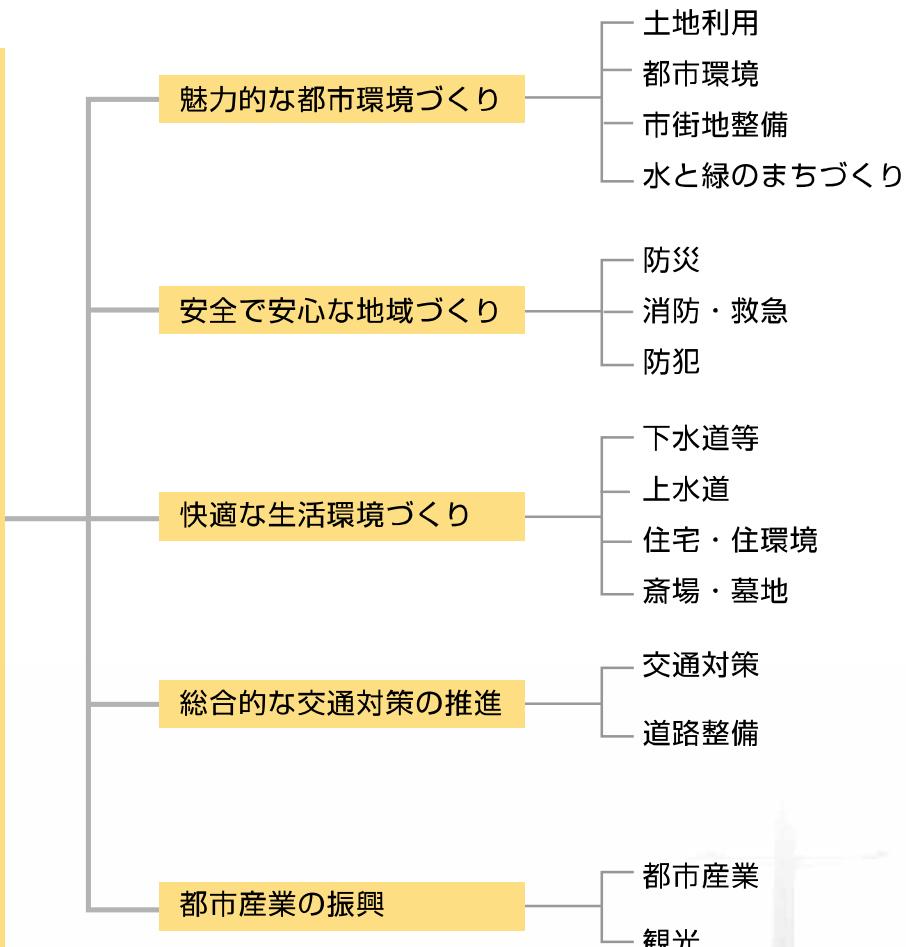




人が行き交い活力あふれる、 安全で快適な暮らし

人が行き交い活力あふれる、安全で快適な暮らし



第1節

魅力的な都市環境づくり

1. 土地利用

1 基本方針

- 土地は人々の営みを支える共通の基盤であり、その利用については「公共の福祉」の優先を基本として、基本構想で定める土地利用の方針に基づき、自然環境、歴史や文化、社会的な特性を生かしつつ、適性かつ計画的に進めます。
- 地域づくり組織等の多様な主体と連携しつつ、名張市における土地利用の総合的な指針である国土利用計画及び土地利用マスタープランについて、必要な見直しを進めます。
- 都市的土地利用の基本的な方針である都市マスタープランに基づき、用途地域等の見直しを進めます。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
秩序ある土地利用が行われていると感じる市民の割合	47.5%	50.0%	53.0%

- 市民意識調査において、(「秩序ある土地利用が行われていると感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
都市計画法や都市計画制度などにかかる市民へのPR回数	8回	15回 （延べ）68回	15回 （延べ）113回

- 住民合意の土地利用を促進するために、地域のまちづくり活動や市広報などを通じて実施する都市計画法や都市計画制度などにかかるPRの回数

3 施策展開

<施策体系>

土地利用 ————— 計画的な土地利用

————— 開発指導

(1) 計画的な土地利用

① 土地利用計画の推進

- 秩序ある土地利用を目指して、「名張市総合計画基本構想」、「国土利用計画」、「名張市土地利用マスタープラン」に基づき適正かつ計画的な土地利用を進めます。
- 各地域の特性を生かした住民主体のまちづくりが実現できるよう、地区別計画の策定状況も勘案しながら、土地利用マスタープラン地区別構想の策定を推進します。

② 土地利用区分に応じた土地利用の誘導

- 自然と調和した質の高い市土を形成するため、土地利用マスタープランに基づく土地利用区分により、市街地の整備や自然環境の保全などに取り組み、地域の実情に応じた調和のとれた適正な土地利用を進めます。

③ 秩序ある土地利用を図るための誘導手法

- 土地利用区分を踏まえ、地域特性に応じた適正な市街地の土地利用を進めるため、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定などに取り組みます。
- 住民の主体的な取組を基本として、地区計画等の制度を積極的に活用します。
- 農村部においても土地利用区分の考え方を基本に、農地や森林に関する制度とも整合を図りながら土地利用を進めます。

④ 土地利用計画制度の充実

- 地域特性を生かした計画的な土地利用やまちづくりを行うため、土地利用マスタープランの地区別構想や地区詳細計画などの計画づくりを市民参加のもとで進めるとともに、適切な運用が行えるよう、土地利用計画制度を充実します。

⑤ 地図情報の整備

- G I Sなど、地図情報の有効活用により、適正な土地利用に必要な情報の整理を進めます。
- 地籍の明確化を図るため、公図混乱地域をはじめとして、計画的な地籍調査を進めます。

(2) 開発指導

- 地域の実情に応じた良好な土地利用を図るため、土地利用マスタープランや都市マスタープランのほか、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱を踏まえながら、開発行為にかかる事前協議及び設計協議を通して、良好な開発行為が行われるよう指導します。

2. 都市環境

1 基本方針

- 地域ごとの歴史や文化、生活、自然環境など地域特性を生かした質の高い都市環境の形成を目指します。そのために、都市マスタープランに基づき、環境、福祉、文化などの分野や地域づくりの取組と連携しながら、周辺のたたずまいと調和する都市施設の整備などを計画的に進めます。
- 「名張らしさ」を大切にしながら、地域の特性に応じた個性豊かな景観の保全や創造など、美しい市土を形成するために、地域住民と協働して、景観形成を進めるための計画や制度の充実に取り組みます。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
自分が住む地域におけるまち並みなど景観や環境が良好であると感じる市民の割合	65.5%	69.0%	72.0%

- 市民意識調査において、「自分が住む地域におけるまち並みなど景観や環境が良好であると感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数) × 100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
都市計画法や都市計画制度などにかかる市民へのPR回数	8回	15回 (延べ) 68回	15回 (延べ) 113回

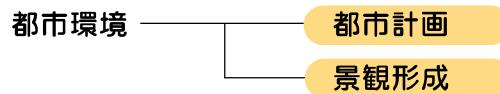
- 住民合意の土地利用を促進するために、地域のまちづくり活動や市広報などを通じて実施する都市計画法や都市計画制度などにかかるPRの回数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
景観形成をテーマとするフォーラム等への参加人数	—	100人 (延べ) 300人	100人 (延べ) 600人

- 良好的な景観まちづくりにかかる啓発事業や景観形成をテーマとしたフォーラム等への参加者数

3 施策展開

<施策体系>



(1) 都市計画

① 総合的、計画的で持続可能なまちづくり

- 自然環境や歴史文化等の地域資源のほか、これまでに蓄積してきた都市機能を有効的に活用することで、人口減少や時代の流れに左右されにくい足腰の強い持続可能なまちづくりを進めます。
- 地域の実情に応じて、生活者の視点に立った快適な都市環境を形成するため、都市マスターplanに基づき長期的な視点から市街地の土地利用、都市基盤や都市施設のあり方を検討し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

② 多核連携型の都市構造の形成

- 長期的な視点で、持続可能な都市構造を形成するため、計画的な土地利用、市街地の整備、都市施設の配置に取り組むこととし、中心市街地を核とする住宅市街地や周辺集落等の多様な拠点の質を高めるとともに、各拠点を有機的にネットワークする多核連携型の都市構造を目指して、地域間の連携、交流を促進します。

③ 快適な都市環境の整備

- 福祉等の分野と連携し、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市施設や交通体系等の整備を進めます。
- 水と緑と歴史、文化のネットワークづくりに取り組むとともに、市街地整備やその他の公共事業を進める際には、周辺環境に配慮し美しい自然と調和する持続可能な都市環境を創造します。
- 地域の歴史、文化資源を積極的に活用し、まち並みの修景など文化の薫るまちづくりを進めます。また、都市観光や地域の伝統文化、地域商業等の振興と連携しながら「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進め、個性豊かな魅力ある都市空間を形成します。

④ 地域特性に応じた生活者主体のまちづくり

- 名張地区の既成市街地や新しく開発された住宅地、豊かな水と緑に抱かれた農村集落等、それぞれの地域特性を生かした個性あるまちづくりを実現するため、地域づくり活動と連携しながら、都市(土地利用)マスターplan地区別構想の策定を進めます。また、地区計画等を積極的に活用して、住民合意のもとに地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めます。

(2) 景観形成

① 計画的な景観形成

- 景観法に基づく景観計画の策定など、良好な景観を形成するため、具体的な施策の実施を目指します。さらに、景観行政団体となるため、三重県との協議を進めます。
- 名張市独自の景観計画やふるさとの杜づくり計画(緑の基本計画)の策定にあわせて、保存すべきまち並みのストック活用指針(まち並みまちづくりバンク)を策定し、優れた景観資源を市民の共有財産として計画的に保存・整備します。

② 市街地景観の形成

- 都市の「顔」である名張駅前周辺を中心市街地については、景観法に基づいた名張市独自の景観計画を策定することにより、名張らしさを生かしたシンボル性の高い景観形成に取り組みます。また、初瀬街道のまち並みや名張藤堂家邸、江戸川乱歩生誕の地、築瀬水路などの歴史的景観資源と調和した統一感の感じられる魅力ある地域景観を形成します。
- 重要な景観構成要素となっている低層戸建て住宅地については、景観地区や地区計画等の導入による色彩の統一や緑化の推進などにより、緑あふれる質の高い地域景観を形成します。

③ 自然・田園景観の保全

- 南部地域などの山並みや名張川、宇陀川等の河川景観、市街地周辺を包み込む里山を背景とした田園景観については、今後も積極的に保全するなど、各地区のまちづくりに活用します。

3. 市街地整備

1 基本方針

- 名張駅周辺の都市サービス機能の充実や名張の顔にふさわしいシンボル性の高い都市空間の形成を目指します。さらには、伊賀圏域をはじめとした周辺地域の拠点となる魅力ある中心市街地を目指します。
- 中心市街地周辺や地域拠点となる住宅地等においては、優れた住環境の保全・向上を図るため、計画的な都市施設の維持管理と改善を進めるとともに、地域特性に応じた個性的なまちづくりを進めることで、質の高い生活環境を形成します。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
中心市街地に魅力があると感じる市民の割合	57.2%	60.0%	63.0%

- 市民意識調査において、(「中心市街地に魅力があると感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
再び、名張地区既成市街地を訪れてみたいと感じた人の割合	36.0%	39.0%	41.0%

- やなせ宿入館者のうち、(「再び、名張地区既成市街地を訪れてみたい」と答えた人数／アンケート回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
やなせ宿の入館者数	17,000人	17,100人	17,200人

(延べ)85,100人 (延べ)136,500人

- 名張地区既成市街地における観光・交流の拠点である「やなせ宿」を訪れた入館者の数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
希央台の宅地化率	67.5%	84.0%	94.0%

- (非農地面積(課税台帳の台帳地目が農地【田及び畠】を除く面積)／公共用地を除く区画面積[24.5ha])×100

3 施策展開

<施策体系>

市街地整備

中央部のまちづくり

住宅市街地の整備

(1) 中央部のまちづくり

① 名張地区既成市街地の取組

- 名張地区既成市街地は、生活文化拠点として長い歴史のなかで育まれてきた豊かな地域資源を持つ都市空間であり、初瀬街道、名張藤堂家邸、江戸川乱歩生誕地、やなせ宿等の歴史、文化資源のネットワーク化やまち並みの修景などを進めることにより、文化の薫りを生かした集客交流を目指します。また、地域住民、商工業者、市民公益活動団体と協働して、生活環境の整備や地域福祉の充実を図るとともに、暮らしと地域の伝統文化、地域商業等が結びついた活力がある住みよいまちづくりに取り組むことにより、まちの再生を図ります。
- 高齢者など誰もが安全に活動ができるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、歩行者空間の利便性や魅力を高めることにより、賑わいのある都市空間の形成を目指します。

② 名張駅周辺地区の取組

- 名張駅周辺地区については、本市の交通の結節点であることから、名張地区既成市街地と新しい市街地を結ぶ拠点地区として、交通機能や都市サービス機能の充実を目指して、今後の整備のあり方を検討します。

③ 新しいまちの市街化促進

- 良好な住宅の建設や商業・業務施設の立地を促進し、新しいまちとしての醸成を図ります。
- 中央西土地区画整理事業により基盤整備された希央台地区については、公益施設用地の活用などによって、さらなる市街化を促進します。

(2) 住宅市街地の整備

- 整然とした快適でゆとりのある低層戸建て住宅地の住環境を保全し向上させるため、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定などに取り組みます。
- 地区計画等の導入により、統一感のある質の高い地域景観を形成するとともに、都市施設の緑化や花いっぱい運動などを推進します。
- 入居開始から長期間が経過した住宅地では、高齢化が急速に進展していることから、福祉等の分野と連携しながら、都市施設や交通のバリアフリー化など高齢者に優しいまちづくりを進めます。また、都市施設をはじめまち全体の老朽化(活力低下)が懸念されることから、地域づくり組織等による保全・修復に主眼を置いたまちづくりを積極的に支援します。

4. 水と緑のまちづくり

1 基本方針

- 市民ぐるみの緑化推進や親水空間の活用などに取り組み、身近に水と緑にふれあうことのできる美しい庭園のような市土の創造を目指します。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
水辺や緑とのふれあいに満足している市民の割合	70.8%	74.0%	77.0%

- 市民意識調査において、「(「水辺や緑とのふれあいに満足している」、「一応満足している」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
市内の公園のうち、地域づくり組織が維持管理をしている割合	79.9%	82.0%	85.0%

- (市内にある公園のうち、自治会などの地域づくり組織が維持管理をしている公園数／市内にある公園の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
観光入込客数(赤目滝)	193,000人	260,000人	265,000人

- 観光等の目的で、赤目四十八滝を訪れた人数(全国観光統計基準に基づき、集計した推計値)

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
地域づくり組織等による地域緑化活動の件数	4件	5件 (延べ)21件	6件 (延べ)37件

- 緑の募金交付金事業等を活用して、自治会などの地域づくり組織が取り組む地域緑化活動等の件数

3 施策展開

<施策体系>

水と緑のまちづくり

緑豊かなまちづくり

水とふれあうまちづくり

(1) 緑豊かなまちづくり

① ふるさとの杜づくり計画策定による総合的な施策展開

- 豊かな自然は、水源の涵養や大気の浄化など私たちが住む環境を守るとともに、野生生物の生息の場として生態系を支え、すこやかな癒しの空間としての保健休養機能を持っています。これら貴重な資源である名張市の水と緑の豊かな自然環境、街の緑、田園環境等を守り、育て、生かしていくための緑に関する総合的な計画(ふるさとの杜づくり計画)を策定し、これに基づき様々な施策を開します。

② 市民と行政による協働の緑化推進

- 市全域が市民に潤いを与える公園であるという考え方のもと、多面的機能を持つ森林等の維持管理を所有者だけでなく、多くの市民と共に行うなど、交流する仕組みづくり、美しい農村景観づくり、地域ぐるみでの公園づくり、玄関先の緑化や花いっぱい運動などを園芸福祉の普及や地域づくり活動と連携しつつ、緑化推進の輪を広げます。

③ 資源を生かした緑空間の整備と公園等の管理

- 東山墓園の生活環境保全林等の豊かな自然を市民のレクリエーションの場として位置づけ、市民参加による豊かな森づくりを進めます。
- 平尾山カルチャーパークを市街地における緑の拠点として位置づけ、各公園や緑道等を結ぶ緑のネットワークを形成します。
- 都市施設の整備に合わせて、緑化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入などにより、うるおいのある空間づくりを進めます。
- 地域の協力を得ながら、街区公園等の適切な維持管理を行い、快適な緑の空間を大切に守り、育てます。

(2) 水とふれあうまちづくり

- 名張川をはじめ多くの支川や水路等を、市民が身近に水にふれ、憩うことのできる親水空間として活用するため、地域づくりの取組などと連携し、親水空間の創出や景観形成を進めます。
- 「平成の名水百選」に選ばれた赤目四十八滝や青蓮寺湖周辺、ひなち湖周辺を水と緑の交流ゾーンと位置づけ、市民の憩いの場として保健・休養やレクリエーション機能の整備・充実を進めます。
- 中心市街地を流れ、歴史・文化的な価値を有する築瀬水路の保存と活用を進めます。
- 名張川の豊かで清らかな流れを再生するため、市民参加による水質保全活動や水源である森を守り育てる取組を進めます。

第2節

安全で安心な地域づくり

1. 防 災

1 基本方針

- さらなる地震防災対策を推進するとともに、風水害等の自然災害をはじめ、あらゆる災害から生命や財産を守るために、名張市地域防災計画に基づき、危機管理体制を充実します。
- 耐震性や耐火性の強化など、防災基盤の整備に努めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。あわせて、防災アセスメントの実施など、防災関連情報網の整備、情報提供や地域における自主防災体制の充実・強化に取り組みます。
- 起伏に富んだ地形や多くの河川に起因して、市内には急傾斜地や土砂災害、未改修河川等の危険個所があることから、着実な治山治水対策を進めます。

2 目 標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
地震等の災害への備えをしている市民の割合	35.7%	38.0%	41.0%

- 市民意識調査において、「(「地震等の災害への十分な備えを行っている」、「最低限の備えは行っている」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
自主防災隊などリーダー研修の受講者数	705人	705人 (延べ)3,525人	705人 (延べ)5,640人

- 自主防災隊など、災害時においてリーダーとなるための研修を受講した数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
防災訓練を実施した地区数	105地区	110地区 (延べ)530地区	115地区 (延べ)865地区

- 1年の間に防災訓練を実施した地区の数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
災害時における生活必需物資の供給応援協定締結数	9団体	1団体 (延べ)10団体	1団体 (延べ)11団体

- 災害時における生活必需物資の供給応援協定を締結した事業者・店舗の数

3 施策展開

<施策体系>



(1) 災害に強いまちづくり

① 防災体制の整備

- 「名張市民の安全の推進に関する条例」に基づき、市民ぐるみで安全なまちづくり運動に取り組むとともに、防災、消防、防犯等の幅広い分野に亘る協力体制の充実を図るなど、安全・安心な地域づくりを総合的に進めます。
- 都市化の進展に伴い、複雑化、多様化する災害に対応するために、名張市地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の整備を推進します。
- 水害や土砂災害等の危険地域について、防災アセスメント(防災関連地図の作成等)の実施と情報提供を進めるとともに、住民に対して警戒、避難等の啓発を行うなど、防災対策に取り組みます。
- 自主防災隊、女性防火クラブ等、自主防災組織の強化や地域における防災リーダーの育成を進めるとともに、災害ボランティア活動を促進します。あわせて、名張市防災協力事業所等との連携強化を推進します。
- 市民の防災知識の普及と自主防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練や研修会の実施に取り組むとともに、地域防災活動推進員による指導・助言や自主防災隊、企業等による自主的な防災訓練の促進、市広報やインターネット等を通じた啓発活動や情報提供などを進めます。

② 防災基盤の整備

- 建築物や道路、橋梁、水道等のライフラインの耐震性等を強化するとともに、公園等の大規模避難場所や道路等の延焼遮断帯のオープンスペースの整備を進めます。
- 学校、公民館、市民センター等、地域の主要公共施設を地域防災拠点として、防災救助活動に必要な資機材や備蓄倉庫等の整備に取り組みます。
- ヘリポート等の緊急輸送活動拠点を確保するとともに、市民、企業、行政が一体となって防災対策を進める防災拠点の整備に取り組みます。
- 地域防災無線による緊急時の情報伝達システムの充実及び迅速な初動体制システムを確立するとともに、FM放送等を活用した新しい情報伝達手段や防災情報提供体制の整備を検討します。

③ 災害復旧体制の充実

- 関係機関と連携して、電気、ガス、水道、電話等ライフラインのバックアップシステムの構築を進めます。
- 近隣の市町村をはじめとした、幅広い地域との広域的な連携を進めることにより、相互応援・協力体制を整備するなど、大規模災害における的確な災害応急体制を確立します。

(2) 治山・治水対策

① 治山対策の推進

- 山崩れや土石流等の山地災害を防止するため、崩壊山腹の復旧、荒廃地の整備、軟弱林地の補強、水源かん養、土砂流出防止保安林等の整備を進め、森林の持つ保水機能や環境保全機能の増進等の復旧治山事業や予防治山事業などを計画的に促進します。
- 土砂災害から地域住民の生活を守り、良好な自然を保全するために、県等の関係機関と連携しながら、砂防、地すべり、急傾斜地等の危険個所の監視、パトロールを充実し、重点的な整備を進めます。

② 治水対策の推進

- 名張川の流下能力を確保するため、宇陀川との合流地点より下流にあたる黒田から朝日町までの区間における引堤や夏見から大屋戸に至る区間の河床掘削等、淀川水系河川整備計画に位置づけられた事業の早期実施を関係機関に要請します。
- 宅地造成等による災害を防止するため、工事施行者に対して調整池の設置などの適切な防災対策を行うよう指導します。



2. 消防・救急

1 基本方針

- 地域自主防災組織、民間防火組織及び事業所等と連携しながら、火災予防や防火意識の高揚を図るとともに、初期初動体制の強化をはじめ消防施設等の整備・充実により、消防対応力を強化します。
- 周辺市町村等との広域連携を進め、相互協力体制を充実するとともに、「三重県消防広域化推進計画」に基づき、伊賀圏域における消防広域化に取り組みます。
- 交通事故や急病等、多様化する緊急事態に適切に対処して、住民の安全を確保するために救急救助体制を強化するなど、迅速な対応と被害軽減に取り組みます。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
3ヵ年の平均出火率	3.11件	3.06件	3.00件

- 目標年次を含む人口1万人あたりの3ヵ年平均出火件数<現状値は2006～2008年度の3ヵ年の平均出火率>

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
高齢者等の世帯への 防火訪問指導件数	850件	1,050件 (延べ) 4,750件	1,200件 (延べ) 8,200件

- 関係機関と協同で実施する一人暮らしを含む高齢者世帯等に対する防火訪問指導の件数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
自主防災組織等への 指導件数	45件	50件 (延べ) 236件	55件 (延べ) 396件

- 地区自主防災組織、民間防火組織に対する講習会や訓練などの指導件数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
応急手当講習会受講者数	30,795人	6,000人 (延べ) 54,400人	6,300人 (延べ) 73,000人

- AEDの取扱いを含む応急手当講習会を受講した人数

3 施策展開

<施策体系>

消防・救急

消防体制の充実・強化

救急・救助体制の強化

(1) 消防体制の充実・強化

① 防火安全対策の推進

- 防火安全対策にかかる啓発活動などの実施により、市民、地域、事業所等の防火・防災意識の向上を目指します。また、地域自主防災組織、女性防火クラブ、幼年・少年消防クラブ等の民間防火組織を育成するとともに、活動を支援します。
- 「自分の身は自分で守る」という自助の精神に加え、高齢者や子ども等の災害時要援護者を含めた隣人同士の共助の視点についても踏まえつつ、教育や訓練に取り組みます。
- 消防団・福祉関係機関と連携して、一人暮らしの高齢者など災害弱者の世帯に対する防火訪問を実施し、防火・安全対策を強化します。
- 防火対象物や危険物施設の指導を強化するなど、防火・安全管理体制を充実します。

② 消防施設・組織の充実

- 総合的な防災、安全対策を推進するため、消防・防災拠点である消防庁舎の機能を充実するとともに、消防広域化の取組とも並行して、署所の配置など消防体制の見直しを進めます。
- 常備消防車両や消防団車両等の整備、更新を行い、効果的な消防活動を確保します。
- 耐震性防火水槽の設置や自然水利からの取水施設の整備など、消防水利を充実します。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、消防団の加入促進や住宅地での消防団の結成など消防団体制の見直しを進めつつ、充実強化を図ります。
- 災害の大規模化や広域化に対応するため、近隣市町村等との連携を深め広域相互協力体制の強化に取り組むとともに、消防体制のさらなる充実強化に向けて、「三重県消防広域化推進計画」に基づき、伊賀圏域における消防広域化に取り組みます。

(2) 救急・救助体制の強化

- 救急救命士の養成や救急教育訓練の充実を図るとともに、高規格救急自動車の整備を進めることにより、高度救命処置の向上に取り組みます。
- 救助隊員の育成強化や救助用資機材等の整備など、迅速な救助活動を目指して、救助体制の充実を行うとともに、救急隊との連携を強化します。
- 効果的な救急活動を行うため、伊賀圏域における救急医療機関との連携をさらに強化し、広域的な協力体制を充実します。
- 心肺機能停止状態にある傷病者の生存・蘇生には、近くでいる人の応急手当の実施が大きな要因となることから、早期通報と応急手当の重要性を積極的に啓発して、救命率の向上に取り組みます。
- 事業所等に加えて、「一家に一人は救急救命士」をキャッチフレーズに、初期段階での的確な応急処置ができるよう、管内の全戸を対象に普通救命講習を行うなど、応急手当の普及や啓発活動に取り組みます。

3. 防犯

1 基本方針

- 犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を創造するため、地域住民等の積極的な参画のもとに、関係機関と連携して、地域ぐるみで健全な生活環境の形成や防犯活動に取り組みます。
- 家庭、学校、地域間の連携を強化して、青少年の非行防止に取り組みます。
- 消費生活に関する啓発や相談体制の充実、消費者団体の支援に取り組みます。

2 目標

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
犯罪に対して不安感を持っている市民の割合	56.9%	53.0%	49.0%

- 市民意識調査において、「犯罪に対して不安感を持っている」、「どちらかと言えば不安感を持っている」と回答した人数／市民意識調査回答者の総数)×100

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
刑法犯認知件数	899件	797件	726件

- 刑法犯(道路上の交通事故にかかる業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を除く。)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数。暦年(1～12月)で把握

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
初発型非行数	77件	70件	60件

- 動機が単純で、非行が進むまでの比較的早い段階で現れる、万引き、自転車・オートバイ盗及び自転車やオートバイ等の占有離脱物横領等の件数

施策指標	現状値	2012年度目標	2015年度目標
市広報への消費生活に関する啓発情報の掲載	5回	6回 (延べ)29回	6回 (延べ)47回

- 消費生活に関する啓発情報を市広報に掲載した回数

3 施策展開

＜施策体系＞



(1) 地域防犯活動の促進

① 地域防犯活動の充実

- 犯罪のない明るい地域社会の実現を目指して、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を進めます。また、安全、安心を確保するため活動する自主的な組織づくりを支援します。
- 警察や関係団体、地域住民との連携のもと、定期的なパトロールの実施など、地域における防犯活動を積極的に進めます。
- 暴力行為、迷惑行為の防止など、防犯体制の強化を関係機関へ要請するとともに、家庭、学校、地域や市民公益活動団体等の連携による防犯活動を支援します。
- 覚醒剤、毒物、劇薬などによる犯罪から市民の健康を守るため、関係機関とも連携をしながら、犯罪の未然防止と取り締りの強化を促進します。

② 治安体制の充実

- 社会情勢の変化や都市規模の拡大に対応して、市民の安全な暮らしを確保するため、警察体制の強化や情報提供、相談機能の向上、パトロール活動など警察活動の充実を要請します。

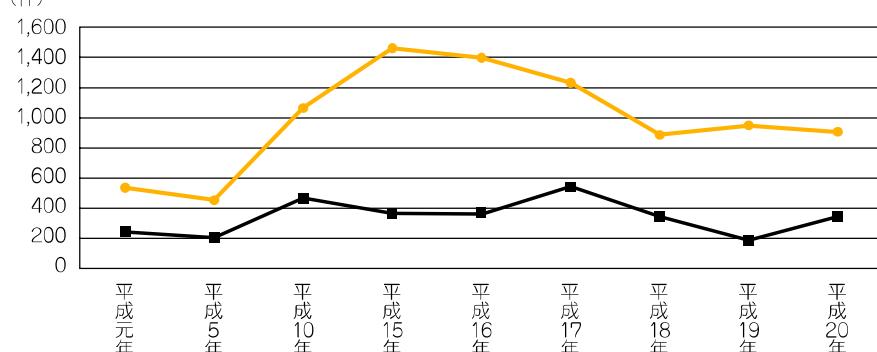
(2) 青少年の非行防止

- 青少年補導センター補導員による補導活動、青少年育成推進員活動及び名張少年サポートふれあい隊による愛の一聲運動を中心に、全市民的なパトロールの実施など非行防止活動を推進するとともに、有害環境の撲滅を図ります。また、非行の早期発見と適切な対応を行うために、青少年補導センターを中心に学校、警察、児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携を密にします。

(3) 消費者保護

- 生産者と消費者間の交流会の実施や消費生活に関する学習や啓発事業等に取り組みます。
- 振り込め詐欺や悪質商法などの被害を防止するため、市民の草の根啓発活動を支援します。
- 消費者の自立支援を図るため、消費生活協議会等の活動を支援します。

■犯罪発生検挙状況の推移（資料：名張警察署）



※刑法犯のみの件数で、特別法犯は除く
(名張警察署管内の曆年数値)

—○— 認知件数 —■— 捜挙件数